

介護医療院サービス重要事項説明書

医療法人社団豊徳会
 介護医療院 東京多摩病院
 令和7年10月1日

医療法人社団豊徳会 介護医療院東京多摩病院は東京都より許可を受けた介護施設です。現在運営している3療養棟全て介護保険の介護医療院として指定を受けております。

この説明は下記のとおり、介護医療院サービスについて述べたもので、令和7年10月1日現在のものです。介護保険法とその関連法令の改正、その他の事情の変化があったとき、記載事項とその内容は変更されます。

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団豊徳会 介護医療院 東京多摩病院
主たる事業者の所在地	東京都狛江市岩戸南2-2-3 (〒201-0005)
法人種別	医療法人社団
代表者の氏名	松家 くみ子 (理事長)
電話番号	03-3489-3191

2. ご利用施設

施設の名称	医療法人社団豊徳会 介護医療院 東京多摩病院 (以下「当院」と略称します)
当医療院の所在地	東京都狛江市岩戸南2-2-3
都知事許可番号	
管理者の名前	金子 博 (院長医師)
電話番号	03-3489-3191
ファクシミリ番号	03-3489-5589

3. 当院の目的と運営方針

- (1) 当院は要介護者に対し、適性な指定介護医療院サービスを提供することを目的とします。
- (2) 当院の職員は長期の療養を必要とする要介護者(以下「利用者」と略称します)に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、療養棟サービス計画に基づいての療養の管理、看護を行い、医学的管理の下における介護及び機能訓練等を行います。
 当院の運営にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 当院の設備の概要

利用者定員:136名	
病室:69室 (1人部屋:26室、2人部屋:23室、3人部屋:16室、4人部屋:4室)	
浴室:一般浴槽および機械式特殊浴槽	
食堂:5カ所、談話室兼食堂:3カ所、談話室:2カ所	機能訓練(リハビリ)室:1カ所

5. 職員体制

当院職員の職種		
医師	常勤	3名以上
薬剤師	常勤	1名以上
管理栄養士	常勤	1名以上
レントゲン技師	常勤	1名以上
看護職員	常勤	23名以上
リハビリ職員	常勤	1名以上
介護職員	常勤	28名以上
介護支援専門員	常勤	2名以上(資格を持つ看護・介護職員が兼務)
社会福祉士	常勤	1名以上(資格を持つ事務・介護職員が兼務)
事務職	常勤	5名以上

6. 入院時の介護保険被保険者証の提示と介護度認定の更新

介護保険被保険者証は必ず窓口で提示してください。介護度認定の有効期限の1ヵ月前までに更新手続きを行ってください。更新がないと入院を続けることはできませんので、ご注意ください。

7. 介護保険の給付対象となる介護サービスの概要と自己負担

介護サービス費は、以下のサービス項目の合計額です。

①施設サービス費(要介護度と病床数区分により定められた費用)

②栄養管理費

③個別サービス費(「特定診療費」で1回のサービス毎に定められた費用)

利用者には、この介護サービス費の1割、2割又は3割を自己負担としてお支払いしていただきます。

サービスの種別と保険内自己負担

(1) 施設サービス費

医療・看護 利用者の病状にあわせた医療・看護を提供します。

食事介助 自分でお食事の出来ない利用者へのお食事の介助をいたします。

排泄介助 トイレ歩行、ポータブルトイレ介助及びおむつ交換など適切に対応します。

入浴・清拭 入浴は週2日設けます。入浴日以外は毎日、入浴日でも入浴しない方はタオルで身体をおふきします。

口腔ケア 歯磨きの介助をいたします。

離床 寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。

体位交換 安楽な体位を保ち、褥瘡予防のため2時間毎に体の向きをかえます。

着替え 朝夕の着替えのお手伝いをします。

整容 身の回りのお手伝いをします(整髪、爪切り、ひげ剃り等)

シーツ交換 シーツ交換は週1回行います。

寝具の交換 汚れた時など必要に応じて交換します。

レクリエーション 療養棟では週一回リハビリを兼ねたレクリエーションを行い、また各月にボランティア団体が来院し、演奏会等の催しを行います。

介護相談 利用者、ご家族からのご相談に応じます。

※施設サービスの自己負担額は別紙1「介護保険内外サービスと料金」に記載しています。

(2) 栄養管理サービス

①経口維持加算②経口移行加算、③療養食加算があります。

※栄養管理費の自己負担額は別紙1「介護保険内外サービスと料金」に記載しています。

(3) 特定診療費と自己負担額

①感染対策指導管理をした場合の加算

②褥瘡対策管理をした場合の加算

③理学療法(リハビリ)をした場合の加算

④転院先への情報提供等をした場合の加算

8. 介護保険の給付対象とならない(保険外)サービスと利用料

本院が提供する介護サービスは以下の通りであり、全額自己負担となります。

(1)利用者、ご家族に自己負担していただくもの

①居住費 従来型個室(室料及び光熱水道費分)、多床室(光熱水道費分)

②食費 食材料費及び調理費分

(2)利用者、ご家族のご申込により、利用料金を自己負担となるサービスです。

①差額ベッド料(上記の居住費に追加される特別の室料)

②テレビ等の電力使用分、その他個人的に注文された飲食物

※上記の内容、利用料金等は別紙1「介護保険内外サービスと料金」に記載しています。

9. 利用料金のお支払い方法

前記7、8の料金・費用は月末で締めて計算し、請求します。翌月の25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。但し、ご退院の場合は退院時にお支払いください。

- 支払い方法 ① 当院受付窓口での現金支払い
② 銀行振込又は郵便局よりの現金書留
③ 銀行引落

10. 食事サービス

食事献立は管理栄養士が管理し、適時、適温の状態を提供しています。

食事時間 朝食 7時00分～
昼食 11時30分～
夕食 17時00分～

(食べられないもののある方は事前にご相談下さい。)

11. 当院入院中の医療の扱い・方針

(1) 医療行為について

高度な医療のための薬剤(化学療法薬、麻薬を含む)、処置・治療(中心静脈栄養/高カロリー輸液、輸血、気管切開、人工呼吸器、除細動機器等)を要する医療は行えません。

これらの医療行為を希望される方は、当介護医療院には入院できません。

当院にて使用可能な薬剤、点滴、酸素吸入等の医療対応となります。

(2) 当院以外での医療の扱いについて

当院は、他医療施設への通院や転院しての治療は原則行いませんが、病状によって通院や転院が必要と医師が判断する場合は、医師と身元引受人が相談し、他の医療施設への通院、転院、一時転院を検討致します。通院、転院の際は利用者様のご家族で対応していただきます。当院の職員の付き添い等の対応は致しません。

また他の医療施設で要した検査、治療費等は、該当医療施設へ別途お支払い下さい。

(3) 急変時の救急搬送について

急変時に救急車を要請して急性期病院への搬送は行いません。

高度医療に対応した急性期病院等への救急搬送や延命治療を希望される方は、当院には入院できません。

12. 身体拘束

当院では、原則として身体拘束等の行動制限を禁止しています。しかしながら、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。担当医を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3つの要素全てを満たした場合のみ実施いたします。なお、身体拘束を行った場合は、ご家族への説明及びその後の状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

13. 個人情報の利用と保護及び苦情・相談等受付

①当院は、別紙「個人情報の利用と保護及び診療・介護情報提供について」のとおり、利用者の個人情報の保護および説明と納得に基づく診療と介護に積極的に取り組んでおります。

②利用者の個人情報には十分注意した上で、レクリエーション、イベント時等の写真を院内等に掲示することがあります。掲示してほしくない場合は下記までお申し出ください。

当院のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当院相談受付窓口まで、お気軽にご相談、お申し出ください。

受付窓口(担当者) 氏名 中村幸子(看護部長兼入院相談係)

氏名 佐藤丈俊(社会福祉士、医事課課長兼入院相談室室長)

電話番号 03-3489-3191

受付時間 毎週平日 9時～16時

14. 非常災害時の対策

防災設備 当院には自動火災報知機、消火設備、消火器、防火扉、非常時避難出口・階段、耐火加工されたカーテン・布団等、消防法に定められたものが設置されています。

災害時の対応 当院の別途定める「消防防災計画」にのっとり、対応を行います。

平常時の訓練 「消防防災計画」にのっとり、年1回夜間及び昼間の災害発生を想定した避難訓練を職員は勿論利用者也参加して実施します。

15. 利用者及び見舞客の当院ご利用の際の注意・順守事項

来訪・面会 面会時間は午前9時～午後5時00分です。時間を順守してください。
面会は必ず療養棟勤務室(看護詰所)に届出て、許可を受けて下さい。
面会時の持ち込み(飲食物)について、特に「生もの」の持ち込みは衛生管理上ご遠慮ください。

外出・外泊 利用者の外出・外泊の際には主治医の許可を得て、必ず行き先と帰院日時を職員に申し出る等、必要な手続きをおとりください。

設備・器具 病室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。

喫煙 当院では敷地内全面禁煙となっています。

迷惑行為等 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。許可なく他の病室等に立ち入らないようにしてください。

診察及び面談等における録画・録音の禁止

当院では、利用者や職員のプライバシーに配慮する上で院内での写真撮影(動画を含む)や録音は原則禁止しておりますのでご遠慮下さい。

※許可された撮影等は除きます。

財産(所持品及び現金等)の管理

現金やその他の所持品は必要最小限とし、持ち込む際には、当院担当職員の許可を得てください。また所持品等の破損・現金の紛失には当院は責任を負いかねますので、ご注意ください。

宗教活動や政治活動の禁止

院内での宗教活動及政治活動は禁止します。

その他 院内へのペットの持ち込みはお断りいたします。

16. 協力病院・協力医療機関

協力病院:医療法人社団青山会 青木病院
調布市上石原3-33-17

医療法人社団共済会 共済会櫻井病院
府中市是政2-36

協力歯科医療機関:ないとう歯科医院
世田谷区梅ヶ丘2-23-20

以上

介護医療院サービス重要事項説明書の実施と了承の確認書

日付 令和 年 月 日

利用者()様が、医療法人社団豊徳会 介護医療院 東京多摩病院に入院されるに当り、利用者ご本人又は下記の身元引受人に対して、本書面に基づいて、以下の職員が重要な事項を説明しました。

施設名 医療法人社団豊徳会 介護医療院 東京多摩病院

説明職員 職名 氏名 印

私は、本書面により上記の重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所

氏名 印

又は

代理人(身元引受人) 住所

氏名 印